

性暴力根絶に向けた指針案に対する意見

委員名	意見の箇所	意見の内容	意見の理由	事務局案
神崎智子委員	2頁(指針本体) 3(2) 及び 15頁(参考資料) 5(1)③	<p>・「女性にはお茶くみなどの補助的な仕事」などの性別役割分担をなくす。 ↓ ・男女の固定的な性別役割分担を前提とした業務上の配置や職務分担を行わない。</p> <p>に修正。</p>	<p>「女性にはお茶くみなどの補助的な仕事」は例示であると思うが、性暴力をなくすための対応として文章に入れると違和感を感じ、「お茶くみの仕事」が強調されるような感じを受けるため。</p>	意見のとおり修正
樋口正行委員	1頁(指針本体) 1(1) 及び 9頁(参考資料) 3(2)	<p>・子どもに性的行為を行う ↓ ・判断能力の乏しい子どもに性的行為を行う</p> <p>に修正。</p>	<p>性暴力となる行為に関する考え方を整理するための参考資料(案)(以下「参考資料案」という。)は、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(以下「本条例」という。)の趣旨に基づいた概ね適切な内容である。しかし、前記1で指摘した参考資料案の該当部分は、「同意があるとはいえない例」の一つとして、「子どもに性的行為を行う」としているところ、本条例上、「子ども」とは、「18歳に満たない者」(2条2項10号)であるため、「子どもに性的行為を行う」とは「18歳未満の者に性的行為を行う」という意味であり、参考資料案の前記該当部分は、「子どもとの間で性的行為を行えば一律同意がない場合に該当する」という意味になる。ところが、子どもの中にもその年齢や知的レベル等によっては、性的行為の意味内容を十分理解した上でこれに応じることもあり得るところであり、その場合に「同意があるとはいえない例」に該当するとするのは行き過ぎである。そこで、正確を期するため、前記1のとおり修正するのが相当である。</p>	「子ども(18歳未満をいう)に性的行為を行う」及び「障がいがあって行為の意味が理解できない人に性的行為を行う」を統合

	<p>2頁(指針本体) 2(2) 及び 14頁(参考資料) 5(1)②※</p>	<p>・被害にあうのは若い女性 →・被害にあうのは若い女性だけ ・夜遅い時間に出歩いていると被害にあう →・被害にあうのは夜遅い時間に出歩い てるときだけ に修正。</p>	<p>令和元年の性犯罪の被害現状は、被害者層のうち約8割が10代20代の若年女性、被害時間帯は約4割が午後9時から午前2時台までの夜間帯、被害場所は約3割が道路上等の屋外となっている。よって、指針等の記載文は、性犯罪に限っていえば事実であり、固定観念ではないため変更する必要がある。 また、この表現は、被害の多い夜間帯に出歩クリスクを希薄化させるおそれもあることが懸念される。</p>	<p>意見のとおり修正</p>
<p>吉田孝夫委員</p>	<p>16頁(参考資料) 5(2)</p>	<p>「たとえば、啓発チラシの文句に「痴漢に注意」といってしまうと、…」 →「たとえば、啓発チラシの文句に「薄着に注意」といってしまうと、…」 に修正。 「薄着に注意」という例示をあげているが、「」内には、適切な文言をいれていただきたい。</p>	<p>現在、福岡県警では性暴力の根絶を三大重点目標に掲げ検挙・予防対策・被害者支援を3本柱に対策をとっているところである。予防対策にあっては、悪いのは加害者であることを前提に性犯罪被害にあわないための対策について広報啓発活動を実施しており、自助、自己防衛にかたよらないよう配慮している。なお、ここでいう「痴漢に注意」とは、「ここに犯罪者(痴漢)が出没する可能性がある」というもので、「不審者に注意」と同じく一般的な注意喚起であり、被害者を責めるようなものではなく、「痴漢に注意」という文言を例示とすることは適当であるとは言えない。 また、この例示が「痴漢に注意」という文言のみを捉えて二次被害を与えるという見解であれば、一般的な注意喚起ができず、今後の予防対策に支障をきたすのみならず、性犯罪を根絶することは困難である。</p>	<p>例示文言について修正</p>